

---

平成27年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成27年6月18日 (木曜日)

---

議事日程 (第5号)

平成27年6月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第50号 平成27年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第2 議案第51号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第52号 築上町有害鳥獣解体処理施設設置条例の制定について
- 日程第4 議案第53号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第54号 町道路線の廃止について
- 日程第6 発議第3号 暴力団排除・薬物・詐欺根絶に関する決議(案)について  
(継続審査分)
- 日程第7 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 請願第2号 「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願  
(追加分)
- 日程第9 発議第4号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第50号 平成27年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第2 議案第51号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第52号 築上町有害鳥獣解体処理施設設置条例の制定について
- 日程第4 議案第53号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第54号 町道路線の廃止について
- 日程第6 発議第3号 暴力団排除・薬物・詐欺根絶に関する決議(案)について  
(継続審査分)

- 日程第7 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第8 請願第2号 「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の  
提出を求める請願

(追加分)

- 日程第9 発議第4号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第10 常任委員会の閉会中の継続審査について

---

出席議員(15名)

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 塩田 昌生君
8番 丸山 年弘君	9番 吉元 成一君
10番 武道 修司君	11番 塩田 文男君
12番 工藤 久司君	13番 中島 英夫君
14番 田原 宗憲君	15番 信田 博見君
16番 田村 兼光君	

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			神崎 博子君
総務課長	則行 一松君	財政課長	八野 繁博君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	柿本直保美君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	平塚 晴夫君	産業課長	今富 義昭君

建設課長	……………	平尾 達弥君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上水道課長	……………	加來 泰君	下水道課長	……………	吉留梯一郎君
総合管理課長	……………	塩田 健治君	環境課長	……………	進 信博君
農業委員会事務局長	…	西畑 尚幸君	商工課長	……………	中野 康弘君
学校教育課長	……………	繁永 和博君	生涯学習課長	……………	吉元 保美君
監査事務局長	……………	永野 隆信君			

---

午前10時00分開議

- 議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので始めます。  
ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
ただいまから議事に入ります。

---

**日程第1. 議案第50号**

- 議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第50号平成27年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

- 厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第50号平成27年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、個人番号制度及び築城中学校実施設計予算増に対して、反対意見があり、採決の結果、全員反対で、原案の否決をすべきものと決定いたしました。

- 議長（田村 兼光君） 続きまして、産業建設常任委員長、中島委員長。

- 産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第50号平成27年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、京築アグリラインの安全対策、旧蔵内邸のバス駐車場の土地購入費が主なものであり、原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

- 議長（田村 兼光君） 続きまして、総務常任委員長、信田委員長。

- 総務常任委員長（信田 博見君） 議案第50号平成27年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、コミュニティー事業助成金等に関するものが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- 議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

本案に対しては、塩田文男議員ほか3名から、お手元にお配りした修正の動議が提出されてい

ます。

地方自治法第115条の2の規定に基づく議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案とふせて議題とします。

提出者の説明を求めます。塩田文男議員。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 議案第50号平成27年度築上町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議の説明を行います。

第1条中、3億472万2,000円を2億3,276万8,000円に改めるものです。

詳細につきましては、お手元に配付のとおりです。

理由につきましては、前回同様、築城中学校建てかえは、以前より、自治会長はじめ各方面より要望、嘆願等いただくなど、住民に非常に関心度の高い案件であります。

その築城中学校は、将来の築上町を担う子供たちのための施設であり、慎重かつ効率的に進めるべきであり、基本設計の説明及び実施設計予算の根拠が示されていない現段階では、実施設計予算を認めるわけにはいきません。

私は、築城中学校建てかえ協議会の副会長になっております。臨時会にて、築城中学校は建てるということは決定事項です。きょうまで、基本設計に関わる協議会での会議等含めて、保育園はちゃんとした基本設計できました。反対の理由もありません。で、恐らく、それが通るんじゃないかと思う。私は、委員会では基本設計の根拠となるものが。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 何で、僕がしゃべりよる。

○議員（9番 吉元 成一君） あなたの発言に対しての指摘です。委員長の報告は、委員会であったことを報告すべきであって、自分の主観を交えた発言は、例えば、修正動議の賛成の場合、反対の場合の賛成討論、反対討論だけしていただきたいと思います。

○議員（11番 塩田 文男君） そりゃ、反対討論、賛成討論、誰かすると思うんですけども、主観的なものを言っているわけじゃないんで、理由を、今、述べている。

それで、図面ができてないんで、委員会で審議することができなかった。してないんです。ですから。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員、あのね、わかりますけど、今、委員長報告でそれはあるやろ。

今度は、提案者の説明に対する質疑があります。そこで答えてください。

○議員（11番 塩田 文男君） 以上が理由です。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

修正案の提出者の説明に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより修正案に対する討論を行います。修正案に反対意見ある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。西畑議員。

○議員（４番 西畑イツミ君） 修正動議に賛成の立場で申します。

私は、基本設計を早く示してほしいと、再三、課長に申しておきましたが、なかなかできずに、やっと、５月２６日に基本設計についての説明がありました。変更してもらいたいことを言っても、設計変更できるか検討するということです。建物の図面だけで、概算が示されておりました。

中学校の建てかえへの判断材料が示されてないこと。また、保育所の基本設計はわかりやすくできていますが、中学校の設計はわかりにくくて理解できません。誰が見てもすばらしい中学校に建てかわるんだという設計にすべきですので、よって、この修正動議には賛成いたします。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。吉元議員。

○議員（９番 吉元 成一君） 賛成、反対の採決を取るわけですけど、私は修正に賛成するつもりはなかったから、発言を控えていたんですけども、この修正動議に反対の立場から答弁いたします。

先日開かれました最後の建てかえ検討委員会の中で、設計会社のほうから説明があり、挙手による採決を行いました。挙手による採決を行う前に、議会で行うように、異議がありませんかという発言から始まりまして、異議なしと、異議ありませんでした。よって、全会一致による採決で可決されたと、私はこういうふうに信じております。

そして、その後に、学校並びに保護者関係者から１０分間の時間をくださいということで、写真と説明がなされました。提示してですね。

その中で、外壁の崩壊して、いつ、子供の体に当たる、頭に落ちるかわからないような重大な、今、時期だと。ついとって、不慮の事故が起こったときどうするのかと。この大変な問題は１日も早く、理想を迫うんじゃなくて、１日も早く安全性に富んだ学校をつくってほしいというのが本当の気持ちだったと、こういうことを言われました。

だから、今回は、実施設計に１日も早く進むようにしていただいて、実施設計段階の中で、学校当事者や町民の皆さんの意見を聞きながら、まず、快適な学校生活ができる環境づくりを全面において、そして、景観のよさも、その場で、また、論議したらいいんじゃないだろうか。

とりあえず、建てかえ予算を国や防衛省や文科省、あるいは、過疎債とかいろんな方向でいただくためのもので、ただ、中学を建てかえるんですよ。じゃ、何を建てるんですかと。どういうものですかということになれば予算がつきにくいということで、基本的な設計を行って、その中

で、一つの形をつくったわけ。その中で、修正動議を出された議員さんも、ずっと、会議に参加してまいりました。

最終的に、最後の会議ですから、そこで、もう決定しなければ日程的なこともあると、予算措置のこともあるということで、それで、設計屋さんにもはっきりしたことを言ったらどうかと、執行部のほうからちゃんと示してくれと。皆さんが、この16人のメンバーが納得するものを示してくれという。前回、終わりに、そういった発言がなされております。

その結果、（ ）として設計屋の立場から、Aの1案というのに、これが、一番、今のところベストでしょう。

その中で、屋根のつくりとか、いろんなことについては、今後、協議、実施設計段階において協議するでしょうということでしたので、学校建てかえを反対じゃなかったんですね。実施設計の段階で、はっきり、こういった建物じゃおかしいんじゃないかという意見を出していけば、私は済む問題であって、私は修正する必要がないと思いますから、反対の立場で討論いたします。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 修正動議に賛成の立場で発言いたします。

まず、今回のこの予算で大きな問題点、大きな欠点があります。基本的に、前回の基本設計の原案が上がってきていないということです。図面も上がってなければ、予算も上がっていない。何も中身がない状態で、補正予算の金額だけ上がってきている。根拠のない数字が上がってきたというのが、根本的に、大きな問題であるというふうに思っています。

なぜ、これが上がってきてなかったのか。今、検討委員会でずっと検討してきて、ちゃんとしたんだという話ありましたが、あくまでも、検討委員会で検討した中身であって、議会のほうには、一切、何も報告が上がってきていない。

資料ができていないのか、できていないのか。中身はどうなっているのか。何もない状態で、基本設計の予算だけ通って、今回、本設計の予算を通すというのは、どんな建物ができるかもわからないということを考えると、その予算を認めるわけにはいかないというのが基本的な考えです。これは、基本的に、その予算を決めていくかどうかという流れの根本的な審議の中でのやりとりだというふうに思っているわけでございます。

根拠のない数字を、それも金額の大きい、国に予算の要求をする大事な予算であります。その根拠のない数字を出すというのは基本的に難しいんじゃないかというふうに思いますんで、今回、3月のときには、保育所の建設のときに同じ状況があって予算をカットしています。修正動議を出しています。

今回も同じように、そういうふうな根拠のない数字が上がってきたということで、同じ対応で今回の修正動議が出ているということで、修正動議に対して賛成をしたいというふうに思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。いや、もういいじゃない。

○議員（9番 吉元 成一君） 反対討論じゃありません。

今、議員さんからありました根拠がないと言いましたんで、根拠があることを議員さんの皆さんにお知らせしなければ判断ができないと思うんですが、どうでしょうかね。ここ、まだ、あるんですよ。動議。（ ）できて。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） もう1人1回だけだから。もういいです。いい。わかりました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。反対意見がありますので、本案に対する塩田文男議員ほか3名から提出された修正案について採決を行います。修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 可否同数でありますので、議長は修正案に対して可決です。

修正議決した部分を除く原案を議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 議案第50号一般会計補正予算（第1号）には、個人番号カード交付事業費負担金が予算計上されております。

国が国民全員に12桁の個人番号をつけ、社会保障や税対策など、個人情報を一元化する共通番号制度、これ、マイナンバー制度とも言いますが、来年1月から本格運用されようとしております。

10月から各個人に番号を知らせる通知カードが郵送されます。希望者が申請書に写真を張って申し込んで個人番号カードをもらうんだから問題はないと言われておりますが、日本年金機構の個人情報が流出しました。大量のデータが流出したことによる不審な電話が相次いで起こりました。どんなにセキュリティーシステムを構築しても、情報を盗もうとするサンバー攻撃から、絶対に安全と言い切れないことがわかりました。

共通番号制度はデータの大量流出など、取り返しのつかない事故が想定されております。また、従業員などの共通番号を管理する事業者は大きな負担を強いられます。多くの事業者は経営で手いっぱいなのに、共通番号制度のために多額のお金と人が必要になってまいります。全ての事業

主が番号を適正に管理するのは不可能です。罰則まで課せられております。

企業と事業所が倒産すれば、番号をちゃんと廃棄する保証などありません。個人情報身近なところで漏れる危険があります。セキュリティーをどんなに強化しても、ネットに接続している限り、漏洩リスクはあります。完璧なセキュリティーなどないということは専門家も言っております。情報量が多いほど、盗む価値が高く、狙われやすくなるものです。

日本年金機構の個人情報流出問題が、まだ、解決されておられませんし、共通番号制度の詳細は国民にはほとんど知られていません。10月からの通知カードの発送を延期し、スケジュールを見直しをして、制度そのものの再検討をすべきなので、この個人番号カード交付事業費負担金の予算の計上されていることについて反対いたします。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（1番 工藤 政由君） 修正案に賛成して、また、この修正案に反対するというのはおかしなことだと思いますけど、一応、西畑議員も何回も言っていましたように、私も言いますが、保育園事業についても予算です。

保育事業については、いつもの言うとおおり、もう、民間に任せたいほうがいいというように思っております。1園だけ、椎田築城5園ぐらいあるらしいんですが、1園だけ措置数を満たしています。後は措置数を満たしていません。そういった部分で園児の取り合いというようなことが起こっています。

で、もう一つ、公の公的な保育園が送迎バスを出すというようなことが、僕はほかのところではやっているところ聞いたことありませんし、また、豊前市、行橋市も民間に保育所は任せるということで、（ ）をいたしております。そういう理由で、保育園の予算については反対をいたします。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。反対意見がありますので、修正議決した部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く部分について、原案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） はい、よございます。起立多数です。よって、議案第50号は、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第51号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第51号平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事



業特別補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第51号平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別補正予算（第1号）、本案について慎重に審査した結果、（ ）補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第51号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第52号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第52号築上町有害鳥獣解体処理施設設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第52号築上町有害鳥獣解体処理施設設置条例の制定について。本案について慎重に審査した結果、有害鳥獣を解体処理するための施設の設置に関し、必要な事項を定める条例の制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第52号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案

第52号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第53号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第53号築上町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第53号築上町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案について慎重に審査した結果、豊築地区障害支援区分日程審査会共同設置規約に基づき、審査会の委員報酬を定めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第53号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第54号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第54号町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。中島委員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第54号町道路線の廃止について。

本案について慎重に審査した結果、営農作業の効率化のための土地改良事業に伴うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第54号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 発議第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、発議第3号暴力団排除・薬物・詐欺根絶に関する決議（案）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 発議第3号暴力団排除・薬物・詐欺根絶に関する決議（案）について。

本案について慎重に審査した結果、文言等を検討する必要があると意見があり、継続審査とすべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 継続審査になったということなんですが、今、文言と言われましたが、どのような内容協議だったのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 信田委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 暴力団排除・薬物・詐欺根絶に関する決議案という、この文言は全然関係ないんですが、その下から、平成26年9月11日及び13日に、全国で唯一特定危険指定暴力団に指定されている団体の最高幹部2人が殺人事件等で逮捕され、平成27年5月22日には、これらの最高幹部を含む多数の主要幹部らが組織的な殺人未遂事件で逮捕された。

これは、これまでの暴力団対策に審決を注いでこられた福岡県警をはじめ、他の都道府県警からの応援派遣をいただいた警察の尽力の賜物であり、その成果に改めて敬意を表するものであるという、この7行の文言であります。

その下の薬物や詐欺に関することは、皆さん、賛成であります。この部分に関してだけ、少し検討していただきたいということでございます。この文言の中に、個人的な名前を上げていない

けれども、もろに特定した団体を指す文言になっているということでありまして、このまま可決をしてしまうと、非常に危険な部分があるんじゃないかということでありました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 反対討論を行いたいと思います。

福岡県に、大体、7団体ぐらいあると言われております。私も、この福岡県で11市町村、この決議案を出しているところあります。そういういろんなところを。

○議長（田村 兼光君） 塩田君よ、あんた、これ、自分が提案したんやろ。

○議員（11番 塩田 文男君） あ、そうですか。

○議長（田村 兼光君） この前。

〔「議員、何年しよる。」と呼ぶ者あり〕

○議員（11番 塩田 文男君） 10年。

〔「それも勉強しとんやね」と呼ぶ者あり〕

○議員（11番 塩田 文男君） わかりました。いいです。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 文章がというふうな、今、話がありましたが、この部分については、新聞等というか、マスコミ関係もどちらかという、名指しでしっかりと報道しているような案件であります。

この町がそういうふうなことで尻込みをするというふうになっても、基本的に、おかしいんじゃないかと。しっかりとこの町もそういうふうな形で、この地域一体となって対応するべきだというふうに思いますんで、この決議に関しては、私は継続ではなく可決をすべきであるというふうに思っております。

○議長（田村 兼光君） 賛成か。討論、賛成やろ。

○議員（ 番 君） 反対。

○議長（田村 兼光君） 反対か。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） ほんなら討論を終わります。吉元委員。

○議員（9番 吉元 成一君） 私どもの委員会で、継続という全会一致で決定したわけですから、尻込みをしたとかいうような捉え方、発言がありましたんで訂正していただきたいということで

いっぱいですんで賛成の立場だと思います。今、反対の討論でしょ。

この文言に対して問題があるかないかと言いますと、やるんだったら、何でもう少し早い機会にならなかったのか。事件の期日まで記載して、ほかの市町は、福岡県に何市町ありますか。

11市町だけでしょ。

このことによって、今、何でもありの組織なんですよ。はっきり言うて。違いますかね。自分に直接関係ない第3者が駐車場で襲われたりとか、そういうような追い込めた状態に、危機を感じる状態にあります。命の惜しくない人は1人もいないと思います。いいよ、いつでもいいよと、僕は言いたいんですけど、（ ）言いますよ。正直言っ。

皆さん、自分の立場に置きかえたときに、僕らが心配しておるのは、少なくとも、築上町議会議員どなたが狙われてもおかしくないような状態。今、また、逮捕されているね。いろんな面で、また、新聞、にぎわせていますよね。

こういう状態の中で、我が1町が、この議会の最後の議会でこういったものを出して何の影響があるのか。そういったことを考えたときに、提出者や賛成議員が危害を被る可能性があることを配慮して、やるんだったら、9月の議会で、もう一度、提出者が出すのであれば、慎重に、委員会と相談しながら出すという形が一番ベストじゃないかという意見が大半でしたので、継続しましたので、継続に賛成の立場で討論申し上げます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。反対意見がありますので、これより、発議第3号について採決を行います。

委員長報告は継続です。発議第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） 可否同数でありますので、議長は継続に決定しました。委員長報告に対して可決。よって、発議第3号は、委員長報告のとおり継続とすることに決定しました。

ここで、継続審査分です。

---

### **日程第7. 議案第30号**

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第30号築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第30号築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正す

る条例の制定について。

本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） わかりました。

本案に対しては、塩田文男議員ほか4名から、お手元にお配りした修正の動議が提出されています。

地方自治法第115条の2の規定に基づく議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案とふせて議題とします。

提出者の説明を求めます。塩田文男委員長。塩田委員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第30号築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例に対する修正動議の説明をします。

これは、3月議会で提案された本議案を継続としておりました。で、施行日、今回、通過したわけですが、当時の施行日が平成27年4月1日と。それを平成27年7月1日に改めるものです。

以上の理由です。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

修正案の提出者に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

修正案に反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより修正案について採決を行います。修正案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、修正案は可決されました。

引き続き、修正議決した部分を除く原案を議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより修正議決した部分を除く原案について採決をします。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分には、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8、請願第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、請願第2号「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

本請願について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 請願第2号「協同労働の協同組合法」の速やかな制定について意見書の提出を求める請願であります。

本請願につきまして慎重に審査した結果、継続審査の意見があり、採決の結果、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより請願第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続です。請願第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は、委員長報告のとおり継続とすることに決定しました。

ここで、追加提案です。

お諮りします。日程第9、発議第4号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号から常任委員会の閉会中の継

続審査についてまでを、委員会付託を省略し、本日、即決することに決定しました。

#### 日程第9 発議第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、発議第4号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読について、提案理由の説明を求めます。木部事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 発議第4号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

表記の条例案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び築上町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年6月18日。

提出者、築上町議会議員、工藤政由。

賛成者、築上町議会議員、丸山年弘。

賛成者、築上町議会議員、信田博見。

賛成者、築上町議会議員、塩田文男。

賛成者、築上町議会議員、工藤久司。

賛成者、築上町議会議員、小林和政。

築上町議会議員、田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（1番 工藤 政由君） 提案理由といたしますか、理由を説明します。

これは、この前、全協で皆さん方と協議して、この次の選挙は定数が2人減ることにより、委員会を2つにするということについての委員会条例の改正する条例の制定であります。

常任委員会を現在の選挙で2委員会に改めます。これは、皆さん御承知のとおりでしょうが、名称を各委員会及びその所管の変更並びに議会運営委員会の委員を現在の4人から5に改めるものであります。なお、議会運営委員会の委員5人の内訳は、各委員会から委員長及び委員1人と副議長としています。

そういうことでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより発議第4号について採決を行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） 日程第10、常任委員会の閉会中の継続審査について議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

ここで、町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さんにとっては、最後の定例会ということで、本当に御苦労さんでございました。

私どもが提出した築城中学校の建てかえ、これが認められなかったということは、非常に、私どもとしては遺憾に思っているところでございます。

本来なら、これは実施設計費という形の中で本設計をやっていくという形になるんで、ある程度アウトラインがわかれば、私は認めてほしかったと思っておるところでございますし、各委員会から代表が出ていただいておりますので、説明はそれぞれしていただいております。されてなかったということで、非常に残念に思います。

あと、防衛省の関係、それから、文科省の関係、それから、総務省の関係と折衝するところがございまして、後の対策、私ども庁議で対策を考えていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、ちょっと、これは話がかかりますが、広域圏の中で、少し不祥事が出ました。もう、新聞で話題だと思いますけれども、広域圏の消防本部、ここで使途不明金が9,780万ほど出ております。

詳細は、調査委員会つくって、今から究明していくということでございまして、多くは申せ

ませんが、何年かにわたって、ちょうどその方が退職をされて、今回、決算書つくるときに、これが判明したというふうなことで、今回、調査委員会、早速、立ち上げてやるということにしておりますので、おいおい、また、報告をさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

それから、皆さんにとっては、最後の議会ということで、皆さん、立候補される方、それから、勇退をされる方ということで、勇退をされる方については、本当にありがとうございました。それから、立候補される方については、再度、また、この壇上に来ていただきながら、町政発展のために議論をしていただきたい。

そして、また、基本的には、私は、8月4日に、第1回定例会を招集したいと、このように考えておりますので、皆さん、それぞれ、選挙のほうに頑張ってくださいながら、この場に登場していただくと御期待申し上げまして、御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） これで、平成27年第2回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さんでした。

午前10時50分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員